第70号
昭和37年(1962)
9月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

広報 とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可 毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(8月末日現在)
世帯数 7,519
人口 37,835人
男 18,241人
女 19,594人

今月の市税
◁固定資産税 3期分
◁都市計画税 3期分
◁軽自動車税 随時分
◁国民健康保険税 9月分
◁国民年金保険料 7・8・9月分
納期9月29日

市から火災を防ぐために ⑤

……十月一日火災予防条例施行……

危険物の取扱いに注意

▲指定数量未満の危険物【カツコ内は指定数量】石油エーテル、石油ベンゼン、ベンゾール などの第一石油類【百リットル】灯油 二石油類【五百リットル】重油 潤活油 石炭タール類などの第三石油類【二千リットル】アルコール類【二百リットル】動植物油類【三千リットル】セルロイド類など【百五十キログラム】の指定数量の五分の一以上を扱うときは次の点を守ってください。

①危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、みだりに火を使用せず整理及び清掃に努めるとともに空箱や必要のない可燃物を置かないこと

②周囲に巾二メートル以上の空地か防火へいを設けること

③危険物を取り扱う場合は、ころがしたり、落としたり、衝撃を与え、又は引きずるような粗暴な取り扱いをしないこと

④危険物を貯蔵し、または取り扱っている旨並びに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること

⑤集積する場合は集積場所の面積五十平方メートル以下ごとに区分して集積し、かつ相互に一メートル以上の間かくを保つこと

以上の規定に違反した者は罰金に処せられますので注意してください。

▲避難管理

①劇場等では出入口その他見易い場所に定員を明示した表示板を設けること。(体育館講堂その他の防火対象物を一時的に劇物等の用途に使用する場合も同じ)

②避難口に設ける戸は外開きとし、開いた場合において廊下、階段等の有効巾員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場以外の防火対象物について避難上支障がないと認められる場合は、内開き以外の戸とすることができる。

③扉の前に物を置かないこと

④劇場等以外での演芸、映画会その他の催しをするとき、

⑤水道の断水又は減水

⑥消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事等

⑦危険物、大量の準危険物や特殊可燃物を貯蔵したり取り扱うとき

なお、防火対象物(映画館料理飲食店 旅館 病院 工場など)を新築 増築して使い始めるときには使用開始始の七日前までに市長に届出なければならない。

この条例は十月一日から施行されますが、みなさまのご協力を願います。なお、詳しいことは市消防係えお問え合せください。

市長に届出が必要

次に市長に届出なければならない事項をお知らせいたします。

①煙風炉(劇場等及びキャバレー等に設けるもの)。二平方メートル以上の炉及びかまど。ボイラー(個人の住居に設けるもの以外)。乾燥設備 火花の出る設備 水素ガスの気球

②火事と間違いやすい煙やほのおを出すとき。

③打上げ、仕かけ花火

④劇場等以外での演芸、映画会その他の催しをするとき、

⑤水道の断水又は減水

⑥消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事等

⑦危険物、大量の準危険物や特殊可燃物を貯蔵したり取り扱うとき

なお、防火対象物(映画館料理飲食店 旅館 病院 工場など)を新築 増築して使い始めるときには使用開始始の七日前までに市長に届出なければならない。

この条例は十月一日から施行されますが、みなさまのご協力を願います。なお、詳しいことは市消防係えお問え合せください。

保健所に化学検査室できる

栃尾保健所の化学検査室ができあがりました。場所は、保健所の細菌検査室の裏手に造られたもので薬物は、平屋 建、三間の五間の大きさのものです。

今まで栃尾保健所に化学検査室がなかったのは、必要があるときは新潟あるいは長岡へ依頼してきたようなわけで、検査室の必要性が強く望まれていたものでこのほど総工費九十七万五千円、そのうち地元負担金五十万円(市から十五万円市内の各区から総額十五万円徴物組合二十万円)でできあがったものです。ただし、まだ内部設備が完備しないため今後約三十万円が必要とのことです。

今後は飲料水の水質検査などいろいろな検査が行なわれるわけで、衛生面に大きく役だつことになります。

改正選挙法の要点 ②

◇……◇

◎改正法のあらまし

前号では改正法がどのような趣旨により、どのような経過を経 改正の主眼などについて説明しましたが、今回の改正によりまして、同一都道府県内であれば、B市に住所を移した場合、B市に住所を有するようになってから三カ月以上にならないと、A市、B市を包括する都道府県の議員、長の選挙権がなくなったのですが、今回の改正によりまして、同一都道府県内であれば、B市に住所を移しても都道府県ついてアの議員及び長の選挙権はなくなりました。

ライ 二 選挙期日

参議院議員選挙についての改正されました。今まで参議院議員の選挙の期日は少くとも二十五日前に公示しなければならないことになっていたのを、二十三日前に公示することとし二日間短縮されました。

一 選挙権及び被選挙権

今までA市からB市に住所を移した場合、選挙権及び被選挙権を有するようになってから三カ月以上にならないと、A市、B市を包括する都道府県の議員、長の選挙権がなくなったのですが、今回の改正によりまして、同一都道府県内であれば、B市に住所を移しても都道府県議員及び長の選挙権はなくなりました。

二 選挙期日

参議院議員選挙についての改正されました。今まで参議院議員の選挙の期日は少くとも二十五日前に公示しなければならないことになっていたのを、二十三日前に公示することとし二日間短縮されました。

一 選挙権及び被選挙権